

予算特別委員会会議録（第2号）

○会議月日 平成22年3月9日（火曜日）

○会議場所 蓬田村議会議事堂

○出席委員（7名）

委員長	木村 修 君		
副委員長	藤田 修一 君		
委員	久慈 省悟 君	山 舘 清 剛 君	
	青木 倉元 君	坂 本 豊 君	
	久慈 隆一 君		

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	古川 正隆 君
教育長	八戸 良幸 君
会計管理者	木村 春美 君
総務課長	佐々木 京太郎 君
住民生活課長	八戸 純一 君
教育課長	青木 昭信 君
産業振興課長	川 ・ 清春 君
代表監査委員	武井 昭夫 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	太田 信雄 君
議会事務局主幹	中川 悟 君

○会議に付した事件

1. 議案第11号 平成22年度蓬田村一般会計予算案
2. 議案第12号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
3. 議案第13号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
4. 議案第14号 平成22年度蓬田村老人保健特別会計予算案
5. 議案第15号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
6. 議案第16号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計予算案
7. 議案第17号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
8. 議案第18号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

○記事の経過概要

午前9時40分 開議

○木村委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第11号平成22年度蓬田村一般会計予算案を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、25ページまでの歳入全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 17ページの衛生手数料 350万円について、関連で質問いたします。

先般、蓬田村の住民がごみ袋を青森市のごみ置き場へ捨てたという事件が発覚しました。また、山林等へも同様の事件があり、捨てたごみの中身を調べて蓬田村の住民のものが入っていたために捨てた人も特定できたと。こういう不法投棄が起きるのは、ごみを有料化したときから指摘してきたわけですが、不法投棄は不況の中で有料のごみ袋代を節約したいがために起きているというふうに私は思っています。不法投棄をなくすためにもごみの有料化を

やめた方が、むしろ経費がかからない場合もあるのではないかと。この点について、答弁をお願いいたします。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 青森市のごみステーションに蓬田村の人がごみを捨てていると、置いてるということにつきましては、2件、後潟地区の方から苦情が来ておりました。それにつきましては、その地区にですね、回覧を流すとともに、本人にもですね、ごみ袋の中に名前を特定できるものがありまして、その名前も役場の方に連絡がありましたので、本人にも役場の方で連絡を入れまして、そういうことをしないようにというふうなことで対応しております。

いずれにしてもですね、こういう青森市等へのごみ袋の持ち込みはですね、青森市との信頼関係もそうですけれども、いずれにしてもごみを出す住民一人一人のモラルの部分が大いなので、このことがですね、直接ごみ袋の有料化とは、さほど関係がないのではないかとこのように感じております。以上でございます。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 その特定した本人とお話をして、その捨てた理由というのを伺っているんでしょうか。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 理由まではですね、私もちょっと把握してないんですけども、いずれにしても青森にですね、その2名の方はいずれにしても青森の方に通勤してる方で、通勤する際に青森市の後潟地区のごみステーションに置いていってるというふうに役場ではとらえております。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 青森市の場合は青いごみ袋で、当然お金を出して買わなきゃいけないんですが、うちの方よりはずっと安いわけです。ですから、最初から青森市に捨てるということは、蓬田村の指定された袋に入れて持っていってるわけではないんですよ。最初から青森市に捨てるつもりで青い袋等に入れてるということが考えられるわけです。

ですから、ただ通勤の途中で便利だからというのではなくて、経費を節減するのが目的で青森市に捨てているというのが現実問題だと思うわけですね。それでもなおかつ経費削減のためだということではなくてモラルの問題だけにとどめておくのか。私は、最初からごみ有料化にするときに、こういう不法投棄がふえるので、むしろごみが山林等に散乱するおそれがあるというふうに指摘してきました。もしこれを、こういうのが頻繁に行われますと、むしろ山林等にたまったごみを集めるのにかかる経費というのは、何百万円単位で起きる可能性もあるわけですね。その点について、もう一度答弁をお願いいたします。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 今回のですね、青森市後潟地区のごみステーションへのごみの持ち込みはですね、単に経費、要は蓬田村が有料化してるということだけでなく、そのことであればですね、ほかの住民の方は有料化には協力してそういうことをしてないのが実情ですよ。ですから、そういうことからすればですね、特別有料化に伴って後潟地区へごみの持ち出ししてるというふうなことには結びつかないのではないかとこのように解釈しております。以上でございます。

○木村委員長 そのほかございませんか。質問ありませんか。——ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で、26ページから41ページまでの質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 30ページお願いします。13節委託料、ここの最後の方ですが、庁内ネットワーク等構築委託料 300万円とあるわけですが、ネットワークとかよくわからないんですが、多分パソコン等をつないで庁舎の中をLANケーブルって青いケーブルでつないでいるのがそうだと思うわけですが、もう既にLANケーブル等が引かれているので、ここにある構築委託料というのは、さらにまた何かやるという意味なんでしょうか。説明お願いします。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 庁内ネットワーク等構築委託料として 300万円計上してますけれども、現在ある県の基幹ネットですね、これが平成22年度いっぱい、40市町村加入してるんですけども解散、こういうことになりました。それで今度は町村独自で構築してくださいと、こういうことでございます。よって、これを構築しないと今まで基幹ネットでやっていた

メールとかインターネットができなくなるおそれもありますので、そういうことになります。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 よくわからないんですけれども、これ「庁内」って書いてあるので役場の中だけという意味ではなくて、県とかそういうのとなぐという意味なんですか。

それから、もう一点は、これ一たん 300万円を出して構築すると何年くらいもつんでしょうか。

○木村委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 これは県の基幹ネットと接続されてますので、要するに県と今は連携とっていたんですけれども、今度は県が解散することになりますして町村独自ですので、いずれにしてもこれは3社ぐらいで入札にかけてやると、こういう構想を持っております。

それから、すみません。もう一つは……（発言者あり）年数ですね。何年くらい、ですから、これは私ちょっと年数は聞いてみないとわかりませんが、普通四、五年はもつかなと思ってます。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 基幹ネットが解散するという事は、県はもう必要ないという意味だと思うわけですね。メール等だけであれば、普通のメールはインターネットをつないでいけばメール等はできるというふうに普通は考えるんですけれども、何か役場内では特別なこういう設備がないと業務に支障があるのか。私たちにはよく理解できないんですが、もうちょっと、もしわかりましたら説明お願いしたいんですけれども……。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 この点について、詳細なことについては、もうちょっと詳しく聞いて報告したいと、このように思います。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。4番山館委員。

○山館委員 総務課関係全体についてでございますが、それにちなみまして87ページの新採用というところに関連して質問をさせていただきます。

今回新採用の……

○木村委員長 山館委員、今52ページまで……（「関連で」の声あり）はい、わかりました。どうぞ、続けてください。

○山館委員 委員長にお願いします。87ページというのは、きょう審議から外れてる総務課関係の資料でございます。したがって、私、今関連で質問させていただきます。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

今回ですね、職員が採用されたということでございますけれども、職員の採用についてお尋ねいたします。

採用人員はですね、若干名ということで公募されたわけでございますけれども、私の解釈では「若干」というのは少々という意味で二、三人かと思いましたが、6名という大量の採用がなされたということでございますが、今回の採用試験に対しては大変に変なうわさや疑惑が聞こえてきています。私のところにも投書が参っておりますけれども、内容的には公表しませんけれども、よってですね、今回の採用試験が適正に行われたのかどうか、二、三点お尋ねいたします。

まずですね、採用試験の概要には、第1次試験が9月20日、合格発表が10月中旬。第2次試験が11月中旬、合格発表が11月下旬ということになっておりますけれども、これは概要どおり、採用試験案内どおり適正に行われたのか、日にちについてお尋ねいたします。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 採用試験については、9月の20日ですね、これについては青森公立大学で県下20町村の統一試験でございます。委託先は県の町村会、町村会に村が試験料を払って、そして委託してもらって、村からは試験官として1人送っております。

それから、2次試験については、これは11月の10日あたりですか、ここでやった、2次試験発表しております。で、2次の面接が11月20日だったと思います。日曜日ですね。それで合格発表が12月の15日でしたか、このような順序でございます。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 私が聞いている合格発表、1次試験の合格発表日と2次試験の合格発表日を私質

問したわけですがけれども、それがないので答弁願います。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 1次と2次の、村長もさきの9月議会で申し立てるとおり、採用イコール1次試験の合格と、こういうふうにとらえてもいいですが、これらの発表については、時の当選した村長が決めるべきだということでございまして、募集要綱に伴う10月の中旬の発表を控えて、あえてその後村長選挙にすぐ入りましたので、新しい村長に決めていただくということで、若干日程がずれたということになります。

○木村委員長 よろしいでしょうか。4番山館委員。

○山館委員 質問に答えてない。発表された日にちを私聞いてるんです。これには試験の募集にはちゃんと明記してるわけですね。1次試験の合格発表は10月中旬、2次試験の合格発表は11月下旬とありますから、この概要どおりに発表されたのかということを知りたいわけですね。（「ちょっと休憩……」の声あり）

○木村委員長 暫時休憩いたします。

午前9時58分 休憩

午前9時59分 再開

○木村委員長 委員会を再開いたします。

総務課長。

○佐々木総務課長 1次試験の発表が11月の10日、2次試験の発表が12月15日となります。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 ただいまの総務課長からの答弁だと、1次試験が11月の10日に発表がずれてるということですね。それから、2次試験は12月15日にずれてると。ともに10月中旬と11月下旬に発表するものが日数がずれたということでございしますが、このずれた理由について、まず伺います。

3度目になりますので、それからですね、2次試験の種別については、作文と面接試験がございすけれども、作文の試験には「庁内で60分程度の試験を行う」とあるわけですが、適切に行われたのか。何か話に聞くと、この作文は庁内でなく、60分間の間でなく、家庭内において作成したものを許したといううわさも聞いてますが、それは本当なのか、ご答弁願います。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 ずれた理由は、中に村長選がありましたので、それで発表がずれたということになります。

それから、作文と面接があったんですけれども、これに関しては、この面接は役場第1会議室、そこでやったんですけれども、面接の前に10時からですか、2階で1時間作文、ここで書かせて、その場で提出してもらっています。ですから、家庭で書いてきたとかそういうことはありません、うちの方の試験官もみんな試験場にいましたので。

以上です。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 ただいまの課長の答弁が適切、適正だと私は思いますが、2次試験の60分の、これもうわさですから、それを確認しただけですから、悪しからずよろしくお願い致します。

村長選によって、途中で村長選が入ってることはわかっているのですが、この試験の発表日は試験概要の中にちゃんとうたわれているわけですから、受験された方には大変複雑な思いがされたと思います。その点はどう思っておりましたか、答弁をいただいて質問を終わります。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 今後とも適正に図っていきたいと思います。改めるところは改めていきたいと、このように思っております。

○木村委員長 そのほか質問ございませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 32ページ、公用車購入費、18節のところに400万円とあります。どういう車を購入するのかわかりませんが、今の時代に合った低燃費のエコカーというのが、今はやってるわけですね。環境汚染の問題もあるし、地球温暖化の問題もあるわけで、今注目されているのは燃費がよいといわれるハイブリッドカーとかあるわけですね。ただ、トヨタの問題で騒がれているわけですが、そういうエコカーを購入したらどうかというのが私の考えな

んですが、そうすれば今の車の値段がいえば約 200万円台で購入できるわけですが、この辺のことをちょっと答弁願います。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 公用車購入として 400万円計上してはありますが、これは今後の村長車という形で 8 人乗りの、一応見積もりのにはニッサンのエルグランド、こういうワゴン車で、これに関しては、ワゴン車を選んだのは、一般の職員も車にあきがないときは使わせると。例えば教育委員会でも消防でも各種委員会でも、村長専用ばかりではないと。強いて言えば現場にも行けるといってこういう車を見ております。

○木村委員長 7 番坂本委員。(発言者あり) 総務課長。

○佐々木総務課長 すみません、答弁足らずで。エコカーについては、約これよりも 200万円ほど高くつくということで、それでこのガソリン車で 400万、そういうことで理解してください。

○木村委員長 7 番坂本委員。

○坂本委員 車種まで指定してるといことは、入札ができないように感じられるわけですが……。

あと、もう一点はそういう何ていうか、ワゴンステーションというか、そういうステーションワゴンというんですか、7 人とか 8 人乗りの車はトヨタにもハイブリッドカーというものもあるし、そっちの方がエコではないかと思うわけですが、値段があと 200万高いと言われますけれども、多分 400万円台で購入できるのではないかと。まあグレードを上げなければそのくらいでできるのではないかと思うわけですが、そういう 1 車種を指定するということは、入札ができないということになるんじゃないでしょうか。その辺、答弁をお願いします。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 入札については、各社の車、例えば村が仕様書組みますので、要するに車の条件ですね。ですから、その仕様書に沿った、合ったものが入札をやりますので、もし仕様書に合致しない、これはとても我々としては入札できないとなれば、あるいは辞退とか、そういうことになるかと思えます。あくまでもこちらの方の特別仕様書、それをつくって、その仕様書に沿って入札してもらいますよというふうな条件提示しますので。

○木村委員長 7 番坂本委員。

○坂本委員 多分ハイブリッドカーでも 500万円あれば大丈夫かなというふうに思ってるわけですが、こういうエコカーを蓬田村が導入するということは、ある意味、環境を前向きにとらえているというプラスイメージにつながるわけですね。値段が少し、100万円程度高くなったとしても、そっちの方のイメージがよくなるし、燃費がいいということで元はとれるんじゃないかと思うわけですね。その辺、ハイブリッドカーとかそういう、今そういうね、選んだ方が普通のガソリン、油食う、多分リッター 8 キロぐらいしか走りませんよ。そのくらいの車よりも倍も走る方が私は断然イメージ的にはいいと思うわけですが、再考をお願いします。

○木村委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 いずれにしても、このガソリン車でいきたいと思えます。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。1 番久慈委員。

○久慈委員 坂本委員の関連で私からもちょっとお聞きしますが、今現在、村長が乗っている公用車は購入から何年ほどたったか、お知らせ願いたいと思えます。

○木村委員長 総務課長。(「15年……」の声あり)

○佐々木総務課長 今、村長からの耳打ちで十四、五年たってるそうです。

○木村委員長 1 番久慈委員。

○久慈委員 十四、五年という回答でしたけれども、やはり十四、五年たちますとあっち悪いこっち悪いと出てくると思うんですか、どうしてもそういうわけで買わなければならないということでここに載せてきたと思うんですが、やはり蓬田、この東郡を見た場合、蓬田村がまず坂本委員言うようにエコカーに、一番早くそういうことに公用車を導入したとなれば、外ヶ浜、また今別と、そしてまた平内という方もだんだんそういうふうにならねてくると思いますので、それは結構なことではないかと思えます。

また、そういう車を購入する際は、当然高いわけですが、この 400万円というここに載っている数字は、あくまでも車両だけの金額だと思えますけれども、その辺ひとつお

伺いたします。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 400万円は、これ車両だけです。それから、あと公課費についてとか公課費は別に上げております。以上です。（「わかりました」の声あり）

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。——ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で、41ページから52ページまでの質問を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 一つは、45ページお願いします。社会福祉施設費、20節の扶助費のところ自立支援給付費とあるわけですが、この予算に関連してちょっと夢の里のことでお伺いをいたします。

夢の里が中央公民館で4月から行うという説明がありましたけれども、村としてもこれを後押しするために障害者の雇用対策として何か考えなければいけないわけですが、私はトマト農家とかホタテの漁家が大変忙しい時期もあるわけで、こういう場所での雇用というのは考えられないのか、ちょっと答弁をお願いしたいんですが……。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 NPO法人夢の里が蓬田村の方にも事業所を開所したいということで、現在その計画が進められてるわけでございますけれども、その事業所の方にですね、通所される方につきましては、この自立支援給付費の中から事業所の方に1人当たりにつき、約11万円から、加算金を入れますと12万円程度事業所の方に給付されることとなります。利用される方は、その事業所から就労に向けて訓練するために、村内で働く訓練をする。その協力してもらえる事業所を募りまして、そこで働くための訓練をするわけでございます。今質問ありましたけれども、そういうトマト関連の施設も、そういう働く訓練の場としての事業所の協力ということで、これから役場の方も支援する意味で募っていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 村内で障害者の方が就労するということになれば、非常に場所が少ないというふうに考えられるわけですね。この前の説明会でもトイレの掃除とか、そういうのもあるという話でしたんですが、今までだれかがやっていた仕事を奪うと、そういうことになれば、また非常にちょっと困るなということもあります。

あと、トマトの選果場で一定の仕事とか、そういうのも私はとてもいいと思うわけですね。時間が二、三時間とか短時間で働くのは、とても適しているとか、そういうさまざまな人たちがいるわけで、その人に合わせた仕事を選んでやるということが非常に大切だと思うわけですね。先ほど言ったように単純作業に適している人であればトマトの葉かきとか芽かきとか、そういう作業。あと、ホタテのネット洗いとか、そういうのもあるわけですね。そういうのもやれたら漁師の人たちも人手不足という話も聞いてるので、とてもいいと思うので、その辺連携をとってぜひやってほしいわけですが、具体的にはどういうふうにやっていくのか、もう一回だけ答弁をお願いします。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 事業所の方にですね、通所される方にとってはですね、働く訓練をする場所が多ければ多いほど、なおかつ種類がいろんな分野にわたってれば、なおさらいいのではないかとこのように考えております。したがって、漁業、農業、それからあと民間の会社とかですね、あと公の施設、あらゆるできるだけ多くの分野にわたって協力を求めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○木村委員長 そのほか質問ありませんか。4番山館委員。○山館委員 42ページの19節、社会福祉協議会事務局長人件費助成金とありますけれども、年間250万円ということでございますけれども、この250万円に設定した根拠をお願いしたいということ、1人分でありまして月にしますと大体12万円という報酬になるわけですが、これは社会福祉協議会の方から要請があって250万円と設定したのか、この250万円と設定した理由をお知らせ願いたいと思います。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 現在は役場の方からですね、職員を人件費とともに派遣してるわけですが、来年度につきましては、役場の方の職員の数のことでもありますので、社会福祉協議会と協議してですね、社会福祉協議会が自前で雇うということで、それに対す

る人件費、月額にして約20万円を見込んでおりますけれども、そういうことで250万円を助成して対応してもらうことにしております。

いずれにしても、この20万円につきましては、想定したのは、一応ですね、若い人であれば、やはり生活を保障していくだけの額をかけることもありますので、そういうことのないように、できるだけ会社とか退職された方、一応想定して20万円ということで計上しております。以上でございます。

○木村委員長 4番山館委員。○山館委員 今、協議会の事務局長には、そういう人材を、20万円程度の報酬をかけるだけの人材を想定してるということでございますけれども、この人材については、どういうふうな選択の仕方をしようとしてるのか。公募するのか、どういうふうな形で人材を選択していくのか。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 今回計上しております予算が認められた後、社会福祉協議会の方で回覧を流しまして、それで公募するというふうな手続を予定しております。以上でございます。

○木村委員長 そのほか。4番山館委員。

○山館委員 たしか、これ4月1日からということではなかったですか。採用ということではなかったですか。そうしますと、もう時間が無いわけですね。短期間のうちに募集して決定しなきゃならんということになりますけれども、4月1日からの採用ということではよろしいでしょうか。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 4月1日からですね、即採用というふうには私もですね、この場では断言できません。というのは、応募される方、応募状況のこともありますので、いずれにしても、仮に4月1日から採用できないとしても、速やかにですね、できるだけ早く採用できるように、そういう工夫していく必要があると考えております。以上でございます。

○木村委員長 そのほか質問ありませんか。——ないようですので、次に農林水産業費、商工費で、52ページから60ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 54ページにあります農業振興費の19節補助金のところに蓬田村地域病害虫防除事業農薬助成金135万円とあります。毎回補助金を上げてほしいという要請を出してるわけですが、今までここ数年、前は170万円ほど助成をいただいていたわけですが、役場の財政も厳しいということで引き下げられたままになってるわけですね。昨年、職員の給与も引き下げていたのを復活したように、幾らかは村の財政も以前とは違ってちょっとだけは余裕が出てきたということになっています。ぜひこの航空防除の助成金も、あと50万円ほど引き上げてもらえないのか、私は常々思ってるわけですね。ごらんのとおり米の値段は下がり続ける一方で、農薬、肥料代は物すごい勢いで暴騰しています。農家の手取りというのは年々下がって、もう赤字状態になってるわけですね。こういう助成が少しでももらえるということは、農家にとってとても助かるわけです。航空防除の負担金を計算する上で、この助成金があるかないかで大きく違ってきます。

村長、これについては、もう少し値上げしていただけないのか、その辺共済組合とはどういう話し合いをしているのかについて答弁をお願いします。

○木村委員長 村長、答弁。

○古川村長 我々としても非常に気にかかるところでございますけれども、実情はよくわかっているつもりでございます。これから共済組合とも協議し、あるいはまた補助金の審査委員会も開かなきゃいけませんので、その辺を通過——通過といえど何でしょうけれども、話ししてですね、できれば前向きに検討していきたいと、こういう考えでございます。

ただ、今すぐというわけにはいきませんが、6月の定例議会をめぐりに考えていきたいと、こう思っております。以上です。

○木村委員長 そのほか質問ございませんか。1番久慈委員。

○久慈委員 同じページの19節、中山間地域等直接支払交付金、このことについて、先般、金曜日の日に平成22年度から新たにという説明がございましたけれども、もう少し詳しくお聞かせ願います。

○木村委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 中山間の計画はですね、5年間の計画となっております。それで平成21年度で終了するので、また新たに計画を組んで平成22年度から始めると。5年計画で始めるということでもあります。

○木村委員長 1番久慈委員。

○久慈委員 平成21年度までに私たちの自治会も参加しますという以外の参加しなかった自治会についても、今度は平成22年度から新たにということであれば適用されるのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○木村委員長 産業振興課長。（「休憩お願いします」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時30分 再開

○木村委員長 休憩を取り消し会議を再開いたします。

産業振興課長、答弁をお願いします。

○川・産業振興課長 この中山間に関しては、瀬辺地地区以外の7地区が入っております。それで、最初から、平成22年度から新たに7地区で始めるということなんですけれども、瀬辺地地区については、ちょっと理由ははっきりしませんけれども、傾斜地の関係で加入していないのではないかという話を聞いております。

○木村委員長 1番久慈委員。

○久慈委員 今、課長から説明ございましたけれども、瀬辺地が入っていない理由をお伺いしているのではなく、今まで入ってなかったけれども平成22年度から新たにということであれば、また今度は入っていないところも加入することができるのかどうかお伺いしたいと言いました。

○木村委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 それについては、県と協議して、もし加入したいということであれば県等と話ししてみたいと思います。

○木村委員長 1番久慈委員。

○久慈委員 もし入ってなかった自治会が加入したいというふうになったときは、速やかにかなうような方向で一生懸命頑張ってもらいたい、このように思います。終わります。

○木村委員長 そのほか質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 56ページの19節の負担金補助及び交付金の最後の欄の農地・水・農村環境保全向上対策負担金 972万円、これについてを伺いをいたします。

この農地の水土里ですね、事務局の負担が非常に大きすぎる事業だということが言われていますが、この事務の簡素化についてお伺いをいたします。一部の事務を役場職員等で援助できないのか、これをお伺いしたいんですが……。

○木村委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 農地・水、水土里保全隊ですね、この事務が煩雑だということはよく聞いてはいますけれども、県の事務局があります土地改良事業連合会の方で事務の指導等しておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 指導してるのはいいんですが、とにかく煩雑で、細かすぎて、農家にとっては負担が大きくて、事務局が音を上げてるわけです。本来の自分の仕事を持ちながら片手間でやれるような仕事ではないと。それに対しての見返り、報酬等も余り多くなくて、

1人が体調崩してやめてしまうと、なかなか事務局を探すことができなくて、この事業で非常に喜んでる農家の人たちにも、そうなりますと迷惑が非常にかかるので、ぜひ役場の方で何とか1名援助できる方向でやれないのか、その辺検討できませんでしょうか。

○木村委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 この農地・水に関しては、協定書を締結しておりまして、役場でも協力できる面は協力してるんですけども、人的配置とかいろいろありまして非常に厳しい状況であります。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 村長に伺いますけれども、今6人を採用したので、1人ぐらい回せませんか。これは冗談ではなくて、こういうために職員を採用したわけではないんですが、実情は村長

も聞いてると思うわけですね。皆さん本当に、会計事務局は非常に多忙で、なり手がほとんどないということは各地区で聞いてると思います。その辺について、村長からもひとつ、何かいい案がありましたらお願いをいたします。

○木村委員長 村長。

○古川村長 坂本委員のおっしゃるとおり、非常に煩雑ですね、これはある程度事務に精通した人でなければなかなかできないということも我々わかっております。ただ、うちの方の最初の出足がですね、各自治会が主体的にやるということでありましたので、うちの方としては自治会の方にお任せしたということでございます。やり方はいろいろあります。ただ、土地改良区がまとめてやるところとか、もちろん役場で指導してるところもあると思いますけれども、さまざまな方法があると思うんですね。ただ、これからこの事業もまだまだ続きますので、その辺の事務の簡素化というものに際しては、考えていかざるを得ないだろうと、こう思っております。役場の指導ももちろんですけれども、役場がやるかやらないか、あるいはまたほかの団体がやるかやらないか、また各自治会が一つに事務局を構えるか構えないか、それいろいろあると思いますけれども、いずれにしても今のままでは大変だなあと、こう思っておりますので、その辺は各自治会、役場等々でこれから協議していかなきゃいけないだろうと、そういう問題だと思います。

○木村委員長 7番坂本委員、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

そのほか質問ございませんか。——ないようですので、次に土木費及び消防費で、60ページから68ページまでの質疑を行います。4番山館委員。

○山館委員 62ページ、トイレの清掃管理賃金でございますけれども、これはヨモットの駐車場のトイレの清掃の予算も入ってると思うわけですが、現在ヨモットの駐車場トイレの経費、それはトイレの清掃ばかりでなく電気料、水道料、その他もろもろのヨモットのトイレ自体に関する全面的な予算はどのくらいかかっているのか、できればお知らせ願いたいと思います。

○木村委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 ヨモットに関しては、県と協定書を取り交わして村が維持管理しております。それで……（発言者あり）すみません。ヨモットって公衆、ヨモットというよりも、何ていうのか、駐車場のトイレのことですよね。そのトイレのことですね。はい。

まず、賃金はですね、平成20年度決算では50万 7,500円、それから消耗品では12万 5,619円、光熱水費 ——電気、水道料ですね、43万 1,936円、それから浄化槽の法定検査の関係で 7,000円、それから浄化槽の維持管理の関係で16万 3,590円、合計 123万 5,645円かかっております。以上で終わります。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 今、これ説明されたのは平成21年度分でないの。21年度分でしたか。あつ20年度。20年度の今までの経費で、かかった経費ですね、経費合計、これは今まで、平内、最初大体百五、六十万は全体でかかるんじゃないかと。当時の、今総務課長が答弁してはいますけれども、それから別に今まで何ら全体的な経費が説明されたことないので私今聞いたわけですが、123万円、年間かかっているということで、これからもずっとこれ継続してかかっていくということになるわけですね。（発言者あり）140何ぼ。

123万円。でしょう。これからもこれはずっと続く、指定管理者で清掃してあったでしょう。これどこで清掃とか管理はしてるんですしたっけか。答弁お願いします。

○木村委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 トイレに関しては、村が直で、直営で管理しております。

○木村委員長 よろしいでしょうか。（「はい、いいです」の声あり）

そのほか質問。7番坂本委員。

○坂本委員 64ページ、土木費の工事請負費の中に中沢川河床整理工事というふうになって346万円の予算計上されてます。これは場所はどこからどこまでで、何メートルぐらいの工事なのか、答弁をお願いします。

○木村委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 この河床の掘削に関しては、四戸橋川の合流点から3号橋の上流部までを計画しております。3号橋。3番目の橋。延長に関しては、これから実施設計等かけますので、現在はちょっとわかりませんので、よろしくをお願いします。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 3番目の橋は、幹線農道にかかっている橋なわけです。そこから北側へ約100メートルほど中沢川が、改築した場所があるわけです。その中にもヨシ、それから柳等が生えているので、そこもやってもらわないと余り、そこだけ残っても困るので、改修、広く改修工事した3番目の橋から100メートルの地点までやってほしいわけですが、それは大丈夫なんでしょうか。

○木村委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 私も3号橋の上流部までということで話ししてるんです。

○木村委員長 よろしいでしょうか、坂本委員。（「わかりました」の声あり）

そのほか質問ありませんか。4番山館委員。

○山館委員 65ページですね、公営住宅の用地買収費と整備工事費のことでお伺いいたします。

まず、この予算は、再確認しますけれども計画どおりの、課長が今まで、村長、課長が言ってる計画どおりの50戸建設のいわゆる用地取得と整地費だと思いますけれども、これでよろしゅうございますか。50戸で。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 計画は50戸で立てております。予算も50戸で予算立てております。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 50戸で予算立てたということでございますけれども、今までですね、この公営住宅については、いろいろと議会でも議論してきたわけございまして、9月議会から12月議会、この間に1番議員、2番議員、3番議員、7番議員も質問しておりますけれども、ほとんど質問は50戸じゃ多いんじゃないかということで、30戸ぐらいから出発の方がいいんじゃないかという質問がほとんどです。それに対する答弁は、今までの、このことは計画どおり実行しますと、ただそれだけの一方的な理由でございます。その中には関係者と協議して進めるといことも最後にございました。50戸にこだわらないでやったらどうかという質問に対してそういう答弁もございましたし、いろいろと疑問視されるところが、皆さんが心配してる部分があるわけです。それにもかかわらず50戸で計画を進めていくということでございますけれども、例えるのは、例えることができるのかどうかわかりませんが、私なりに今までやった村でやってきて、皆でやってきた事業の流れを、ここで私がちょっと考えてみましたけれども、グリーントウンの方、事業については、始めるときは、目的は過疎脱却、人口増、そのために47戸の大がかりな宅地造成をしたいと。ところが、現在に至っては売却されてるのが40戸、そのうち28戸しか家が建設されていません。目的を達しているのは、この28戸でございます、私から言いますと、で、あと12戸は売買はされておりますけれども、これは目的を達していないと。それから、全体の目的達成率は私から言うとなら60%ぐらいと、これは決して成功している事業だとは私は思わないわけです。なぜならば、一度に大きい計画を立てて、それなりに勝手なそちらの解釈によって目先の見えない計画を立てたと。そのために今また売れ残っているのが3,300万円ぐらいですか、そのぐらいの村民に負担をかけられていると。これは事業的には私は成功だとは思えません。

その前にも宅地造成がございました。宮本地区、昭和55年に宮本地区に10戸、グリーントウン南側に10戸、これは即完売しています。なぜかといいますと、少数ずつの計画を立てて販売したと、それが成功してると思います。

したがって、今のグリーントウンの計画を見ましても、これはまさしく数が多かったということで、計画違いだ、私はそう判断します。したがって、これからの公営住宅の建設に当たって皆さんが心配してるのは、そこだと思います。計画は50戸で立てても入居する人が50人も今いないんじゃないかという心配のもとに皆さんは質問して、30戸ぐらいから始めた方がいいんじゃないかという質問だと私は解釈しています。

したがってですね、これはどうしてもこれから見直しして皆さんの、議員の、質問してる皆さん方の期待にこたえるような計画を、練り直す考えはないのか、まず伺います。

○木村委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 50戸計画を進めていきます。これに関する計画の見直しは、今のところしません。

ただ、この住宅に関しては、分譲地と違い、分譲地は土地買って家も建てると、これは経済状況、不況とかそういうものにも左右されます。ですが、この公営住宅に関しては所得でいきますので、低廉な所得の人たちが入れるように、ですから新しい家とか土地を買うと

か、そういうことまだ経済的にできない人たちが公営住宅に入って、さらなる自分らの経済的、余りうまくしゃべれませんけれども、そういうような形で低廉な所得の人たちに提供しようということですので、募集をかけて、それなりに応募多数であれば、それはそれとして、もし余りにも応募が少ないとかなれば、ちょっと考えさせていただくこともあります。以上です。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 50戸で発して応募者数を募って、応募数が足りなければそれなりに考えていくという答弁でございますけれども、それは皆さんが心配してることなんですよ。だから少ない面積からつくっていったって、ふやすのは何ほでもふやせるわけですよ。皆さんが、建設に反対してる人はだれもいないんですよ。ですけども、計画は余り、今まででもですね、土地が、無用の土地が、村で取得してる無用の土地がいっぱいあるわけです。

例えば玉松マスタープランの中で中止になった玉松は今、逢々さんに村で処分してきたわけですけども、あの計画だって、あそこまだ2町歩近くあるわけでしょう。それも多額の金をかけて遺跡を調査まで、村を出して調査までしてつくった場所が、計画が変更になったことによって無用の土地になっている。それでまさしくこの公営住宅、グリーントウンもこの先、今7カ所売れ残ってる。あと12カ所についても、本当であれば制約がついて、5年間のうちに家建てなければ返還しなきゃならない土地、けれども売れないことによって、それを制約をはいた、ただ売ればいいものは行政の仕事じゃないわけですし、目的はやっぱり住民をふえてもらって過疎化を脱却するために計画されたグリーントウンでございますので、やっぱり完売するのが行政としてのこれは仕事だと思います。

したがいまして、これから今後もこういう状況になると困りますので皆さんが心配して言うてるわけございまして、今後はですね、この事業に対しては、やはり議会と、また住民との話し合いで、いろいろな関係者と協議して進めるということもございまして、そういうところから今後の事業に対しての進めぐあい、進め方も検討していただいたい、こう思います。これに対して課長の方から、村長の方から答弁を求めます。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 今、山館委員が最後の方に述べた言葉の中で、進め方の検討ですね、これはぜひ検討させていただきます。

○木村委員長 よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

そのほか質問ございませんか。2番藤田委員。

○藤田委員 65ページの今の山館委員がおっしゃってました公営住宅の土地の、用地の購入費 4,300万円というふうな予算計上なされていますけれども、このことについて、先般、全員協議会で説明を受けたわけですが、そのときは平米当たりたしか 1,700円で購入すると、面積が2万 2,452平米だというふうなことを説明受けました。そのほかに土地改良区に入っている面積なので決済金と1年分の賦課金を支払うというふうな説明をなされましたけれども、この事業とは関係ないんですけども、現在、東北新幹線で中沢、長科、阿弥陀川地区が田んぼが用地買収なされるわけです。今ちょうど、その用地交渉がなされていますけれども、その中で私がきのう、おとといですか、聞いた用地の係の米田さんという方、県の土地開発公社の方ですけども、この改良区の賦課金の1年分とか決済金を買収価格と別に支払うのはよくないと。よくないというか、公用地を取得するには非常に問題があるというふうなお話を聞きました。この決済金とか賦課金というのは、買収になった組合員が払うもので、役場とか土地開発公社が支払うべきものではない。その一部にその金をというふう、それに使うお金だということに支払うのは好ましくない。厳密に言えば、いろんな定めがある、それに違反することだというふうなことをお聞きしました。

ならば、どういう方法があるのかというふうなことでですけども、平米単価 1,700円ということなれば、これは行政で決めた値段ですけども、プラスアルファして、その単価を上乗せしちゃえばいいと。極端に言えば、今はっきりした数字を申し上げれば、先般の課長からいただいた資料によりますと 3,871万 7,271円がこの買収価格、賦課金、地区除外金の決済金を含めた価格なわけですけども、それもこの平米単価に加えて計算すれば、あとで県なり我が村の監査なりで指摘されることはなくなるだろうと私は考えるわけですけども、そういうふうな処理の仕方はできないものかどうかお尋ねいたします。

○木村委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 お答えいたします。

いろいろ今まで土地改良区の範囲内、区域内、こういう形で道路とかあるいはそれに伴う幅幅あるいは水路工事等役場も買収してきていますけれども、役場の買収には単価の単価、決済金は決済金、賦課金は賦課金、こういうふうに大別しております。というのは、県の方も県の土地改良関係ですけれども、もしくは土地改良区も指導していますので、県が。用地買収単価には決済金が入っていないと。買収費の中から払ってくださいと。あるいは、もう一つは前もって県はかかる面積に対して賦課金はどの程度かかるんですかということも土地改良区に問い合わせ、そして決済金の額を出していると。それは契約時に決済金伴いますので、ですからそれは買収費の中から払うように。そして、または委任状とか取りまして、別個土地改良区に払っていると、こういう形をとっているそうです。いずれにしても県は村よりも1,000円ぐらい買収単価が高いですので、それで村としては1,700円ですけれども、その買収面積に対しての決済金、要するに土地改良区からの除外ですね、それとそれから賦課金、これもまあ村は別個別個に出して払っております。

いずれにしても、これは土地改良区にそういう面積が届きますので、土地改良区の方からは、土地改良区もこの賦課金と決済金は当然もらうことになりますので、通知書はいきますので、そういう形をとっております。

○木村委員長 2番藤田委員。

○藤田委員 今、総務課長とちょっと考えが違ったわけですがけれども、きのう私が——きのうじゃない。日曜日、おとといですね、聞いた話では、役場だろうが県だろうが国土交通省だろうが、これは民間別ですよ。そういう公共機関が、公共の自治体が土地買収に関して別途この決済金というものを単価に、単価とは別に支払うのは好ましくないと。ただ、単価にそれを上乗せしてやるのであれば、これは交渉ですからいいんですけれども、別な名目を出すのはうまくないという話でございました。私は、後で問題が起きれば困るなと思って言ってるんです。大した額ではありませんよ。私、試算してみました。例えば平米1,700円だとすれば、この阿弥陀川地区の場合ですね、1,720円いかないんですよ。15円ぐらいになってしまうんです。大した額じゃないんです。全体でこの決済金含めると5万8,000円、約55万円円ですね。それぐらいの額ですから平米単価にすると大した額じゃないんです。これこの分だと思って高く買いましたというふうな話しすればいいんであって、これは坪単価、これは賦課金の1年分、これは地区除外の決済金というふうな分離した考え方すれば非常に問題があるというふうな話をしてるんです。ですから、私は、こういう後で問題起きないような話をしてるんで、そう難しい話しじゃない、役場に負担かける、多く負担かけるという話でもない、土地を提供してくださる方に少なく金渡るという話しじゃなくて、書類上の問題でそういうふうな処理の仕方をすれば後で問題が残らないというふうな話をしてるわけです。これについて、もう一度答弁をお願いします。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 今、藤田委員が述べている単価に上乗せ、こういう形になりますと、1筆、2筆はいいとして、例えばですよ、100筆とかそのくらいあった場合、単価がまちまちになると思います。

というのは、面積によって決済金の額も変わりますし、単価そのものは一律で170万なら170万ですけれども、面積によって決済金とか賦課金が変わっておりますので、だからそのときそれ単価に上乗せした場合、一つのところは1,705円とか、1,710円、あるいは100円、こういうふうな単価がまちまちになりますので、やはり村としては今までどおりの決済金、あるいは単価、これを別々にして土地改良区の方に報告して事務的にスムーズに図りたい、こういうふうにあります。

○木村委員長 よろしいでしょうか。2番藤田委員。

○藤田委員 その土地が何筆になって、今現在のところ1、2、3、4、5筆あるわけですよ。これ100筆だとか50筆だとか、そういうふうな大きいものになれば非常に、総務課長は単価非常にややこしいというふうな話をしましたけれども、これを全部トータルで考えた場合、やって、そう大した差はないわけですよ。勘定してみました。平米当たり10円違うところ、そうないわけですね。大した額じゃないんです。平米当たり10円って大きくなれば1反歩で1万円ぐらいですか、それぐらいの差で大した差ではないんです。ここは地権者2人ぐらいいるとお聞きしましたがけれども、そう大きな問題じゃない。極端な話をすれば、私に言わせれば、例えば平米単価を1,725円に設定した場合、全部クリアしてしまうわけですよ。地権者には迷惑かからない話だというふうなことを思うわけですがけれども、佐々木課長

がそういう態度、方針であれば、それは役場の方針に従ってやるしかないんであろうけれども、後で問題の起こらないような処理をしてもらいたいというふうに思います。終わります。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。4番山館委員。

○山館委員 9月議会の村長の議員の質問の答弁の中には、宮本地区の住宅の改修をしなきゃならないと、トイレやふろの改修は、現在も17年間の耐用年数がありますので、その間利用してもらうためには改修しなきゃならないという答弁がされています。これは村長がされています。しかし、もう既に大変宮本地区の住民には不便をかけているわけですし、早めにトイレとふろ場の補修をしてもらいたいという声が非常に高いわけです。ですけれども、今回の予算には全くそのことについては予算化されていませんので、この宮本地区の改修工事には、課長の答弁の中には合併浄化槽、大きい合併浄化槽つけて下水処理をしたいという説明もあります。

したがって、これはいつごろ改修にかかるのか。それだけの財源が今蓬田村にあるのか。それからどういう、この中にも、答弁の中にも補助金使える事業ないのか模索しているという話もありましたけれども、それらは今までしたことはあるのか。その結果はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 答えいたします。

宮本団地、かなり老朽化もしております。いろいろな意味から合併処理浄化槽とかトイレの改修、そういう声も聞こえております。村としても今後計画するのは、県で平成22年度長寿命化計画、私、済みません。前、「長命化計画」と述べたんですけども、長寿命化計画、これを平成22年度に作成してください。というのは、これは今までの昭和40年ころとか、それ以後建築された老朽化が激しい公営住宅に対して、さらにリフォームみたいなことを長持ちさせると、こういう長寿命化計画ですね、これを今建築住宅課、県の、これに参加している市町村、30市町村あるんですけども、これは40市町村全部を対象にしています。先般、2月に県の方から平成22年度策定、これでやりますか、やりますという、こういう答え、回答出しております。

というのは、この長寿命化計画に乗って改修しますと補助がつくわけなんです。ですから、補助もつくし、この長寿命化計画の関しては、作成に関しても補助がつきます。こういうことでございますので、今後その手続に入りまして、早ければ6月議会あるいは9月議会までには予算化して県の方に提出したい。実施に当たっては、翌年度から部分的でも取りかかっていきたい。今のところ想定されてるのは、全体的には合併処理浄化槽、これを要するに5棟ありますので、5棟分、近くに村有地の空き地もありますので、この辺に設置してはいかがかなと、そういう構想もあります。

財源的には、財政調整基金から公共建設基金ということで約今回の2億円で回しておりますけれども、それらを充てていきたいと思っております。なるだけ将来に負担のかかる起債の借入れはなるだけ控えていきたいと、こういうふうに今のところ思っております。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 課長の答弁によりますと、県の指導によって着々と早期改修事業、事業に取りかかるように作成してるということでございますので、ぜひですね、これが成功するように早めに、早い機会にですね、現在生活してる宮本団地の住民に対してはですね、快適な生活をしてもらうためには、早い機会に事業をしていただきたいと、こう思います。答弁は結構でございます。

○木村委員長 そのほか質問ありませんか。——ないようですので、次に教育費で68ページから82ページまでの質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 75ページに学校給食の調理場建設の予算が1億1,100万円計上されておりますが、これは御飯をたく施設とか、そういうものは含まれていないでしょう。答弁をお願いします。(発言者あり) 74ページの13節委託料のところに蓬田中学校共同調理場建設工事設計監理委託料400万円、これに関連して今聞いているわけで、工事請負費がその下に1億1,100万円あるわけです。

もう一度質問しますけれども、御飯をたく、そういうのがあればいいなというふうに常々思っているわけですが、今までは何か、私は給食の経験はないんですが、御飯だけは自宅から持参してるという話聞いているわけですが、学校で給食センターで御飯もついでにたいて温か

い御飯を子どもたちに食べさせるのがいいかと思うわけですが、これについて答弁をお願いします。

○木村委員長 教育長。

○八戸教育長 今、新しい給食センターに炊飯設備はつくれないのかというのは一般質問でもありましたけれども、今のところ計画の中には炊飯施設は入っておりません。というのは、農家の子どもたちもたくさんおりますし、また保有米なりあるいはまた縁故米、いろいろもらってる保護者の家庭もたくさんあるというふうに思っていますので、確かに温かい御飯を食べさせることもいいんですけども、やはり家庭から弁当を持参していただくと。給食センターで御飯をたくということになると、また経費、1食当たり御飯40円から50円、燃料費含めて五、六十円の値上げをしていかなければならないというふうなことも試算されておりますので、今のところは新しい給食センターには炊飯の施設を設けなくて現状のままやっていきたいなというふうに考えております。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 御飯をたくというのは最初からもう議論にもならなくて、これをつけ加えるとかのくらいの工事費がプラスになるのかとか、そういう議論はされていなかったんでしょうか。

○木村委員長 教育長。

○八戸教育長 そこまでは議論はして、設計——設計といいますか、計画の中には含んでおりません。議論をしておりません。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 子どもたち全員が御飯を持ってきてるのか、それともパンを持ってきてる人もあるのか、この辺ちょっと全然わからないので、把握してるでしょうか。

○木村委員長 教育課長。

○青木教育課長 はっきりしたことは言えませんが、全員が御飯を持ってきてるかと考えております。

○木村委員長 そのほか質問ありませんか。4番山館委員。

○山館委員 同じく74ページですけども、この原材料費、グラウンド整備用砂購入費とございますけれども、これは中学校の裏側のグラウンドだと思いますけれども、毎年砂を入れてますけれども、あそこでもよろしゅうございますか。

○木村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

○木村委員長 委員会を再開いたします。

教育課長、答弁。

○青木教育課長 中学校の分です。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 この中学校の裏のグラウンドについては、毎年、子どもたちが雨降ればほとんど使われない状況にある非常に雨に弱いグラウンド。土地柄、あそこの土地は私らも学校時代からヤジツケダ土地柄も非常に悪い場所でございます。中学校の中体連などあっても中止されなきゃならないという事態も、昨年もありましたね。中止になったとき。そういうことで、このグラウンドについて、今非常に、蓬田小学校でもグラウンドにやってるわけですけども、先般テレビの放送でもかなり入ってございましたけれども、学校のグラウンドで芝生のあれが非常に都会の方でも今ふえて、非常に好評だというテレビ番組がありました。したがって、このグラウンド整備、毎年砂だけ入れて大丈夫なのかと。こういう場所には芝生を植えてですね、そうやった方がより快適なグラウンドになるんじゃないかと、私こう思うわけですけども、その点これから芝生ということも考えるあれはあるのかどうか。教育長、お願いします。

○木村委員長 教育長。

○八戸教育長 非常にグラウンドの状態がよくないということは私も見ております。村長とも話をしておりましたけれども、グラウンドをもう少し広げて整備をしたいと、きちんと雨が降った後でもスポーツができるようなグラウンドにしたいというようなことで今いろいろ計画を練っているところでございます。

ただ、あそこ、もう少しグラウンド広げたいなというようなことで蟹田方面の方に少し用地があるわけで、その用地買収がどうなるのか。できれば用地を買収して、少しグラウンドを広げて伸び伸びとしたグラウンドにしたいなと、そういう計画を練っているところでございます。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 今、教育長からすばらしい答弁いただいたわけですがけれども、それによってですね、私が質問してる芝生ということも考えられないのか。今後、それについて検討する余地がないのか。あるのかないのか、答弁願いたいと思います。

○木村委員長 教育長。

○八戸教育長 非常に芝のグラウンドはいいと、体にもいいということを知っておりますので、それと中学生ぐらいになりますと非常に運動量が激しいというようなこともありますので、果してその運動量に耐えることができるのか、芝の状態がどういふふうになるのか、いろいろ考えながら、いい方向に進めてまいりたいというふうに思います。

○木村委員長 山館委員、よろしいでしょうか。（「はい、結構です」の声あり）

そのほか質問ありませんか。——ないようですので、次に83ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ございませんでしょうか。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村委員長 質問ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入りますが、その前に先ほどの社会福祉協議会補助金の答弁について、住民生活課長より発言の申し出がありますので、これを許します。住民生活課長。

○八戸住民生活課長 先ほどの社会福祉協議会事務局人件費助成金 250万円の説明の中で、大体局長の人件費20万円ぐらいというふうなことを言いましたけれども、局長の人件費が20万円ということで、月額20万円に決めておることではございません。

というのは、ちょっと誤解を招けばいけませんので、もう少し詳しくご説明いたします。

局長の人件費は20万円に決めてるということではなくてですね、この人件費の中には職員、局長のほかに社会福祉協議会ですね、事業並びに事務の方もふえてきておまして、できればですね、局長のほかに職員の、パート職員も雇用しておりますので、そちらの方ですね、時間給の見直しも含めて 250万円計上しておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

○木村委員長 それでは、質疑が終了いたしますので、続いて討論に入ります。

討論は賛否を明らかにした上で発言してください。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番藤田委員。

○藤田委員 私は、この予算書に反対いたします。

理由は、先ほども数名の方々から指摘がありました住宅の建設、どうも不透明だと。課長は50戸で計画すると。そして、場合によっては見直すこともあり得るというふうなお話をしておりました。片や質問される方は30戸で計画して、もし足りなければ追加すればいいんじゃないかというふうな発言がありました。私は、質問された方の30戸でスタートして、足りなくなったら、もしそれで満杯で、必要であるならば、もう20戸なりを建設したらいいというふうに考えます。

よって、この予算案には反対いたします。

○木村委員長 次に、賛成討論の発言を許します。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 私は、今回の予算については、住宅建設の大きな目玉が入ってるので、今回は賛成いたします。2回ほど、この住宅建設を進めるべきだということで一般質問をしてまいりました。今、この不況の中で若い人たちが、この蓬田村に定住するということは住宅がなければできないことです。青森市などに住んで5万円も6万円もする家賃のアパートに入るしかないわけです。ご存じのように青森市までは二、三十分の距離という、こういう地の利を生かした住宅ということであれば、私は大いに人口減を食い止めることができると思います。そして、さらに今、住宅関連の事業不況で仕事がないというのが実情です。住宅1軒を建てれば70の業種の方々に仕事が回るというふうに言われているほどで、青森市議会でも日本共産党、住宅建設を進めて、またリフォームも要求しているわけです。ですから、今回の件に関しては、私はいつも国保税が高いので、この繰入金を求めて反対してまいりました。国保税の問題は、国保の方でまた審議したいと思いますが、今回の予算は反対討論もありましたので、ぜひこの住宅建設を推進していただきたいということで賛成をいたします。

○木村委員長 そのほか討論ありませんか。1番久慈委員。

○久慈委員 私も、この11号案には賛成をいたします。

その理由といたしまして、坂本委員の方からも住宅の建設に意見がございましたが、先般、総務課長立ち会いの中で首長と会談、村長と会談をいたしました。どうしても満杯にならない、そういう見通しがわかったときには撤退すると。また、ある議員の中からも、そのときではいろいろ問題があるという発言もございましたが、昨年ごみに対して外ヶ浜から我々蓬田村が撤退するといったときに、議会に諮られたわけですね。そのとき全員議員の皆さんはオーケーを出したわけです。ですから、議会が問題にしない限り、やはり当局の立場を尊重し、それでよろしいというふうになれば、別に差し支えはないと考えます。

よって、私はこの議案に賛成をいたします。

○木村委員長 そのほか討論ございませんか。——ないようですから討論をここで終結いたします。

これより、議案第11号平成22年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○木村委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時37分 再開

○木村委員長 休憩を取り消して委員会を再開いたします。

次に、議案第12号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより内容説明を求めます。教育課長。

○青木教育課長 議案第12号、平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計予算について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。歳入でございます。上段、1款1項1目給食収入、給食費負担金として1,221万5,000円を計上しております。この内訳としては、小学校児童と先生の分として2万9,760食分、中学校生徒と先生の分、1万8,500食、センターの調理員の分1,393食、トータルで1,221万円を計上しております。

その下、繰入金でございますが、これは事務費としての繰入金813万5,000円を計上しております。

次に、7ページをお開きください。最後のページでございます。下段ですね。2款1項1目11節給食費の賄材料費として1,223万6,000円を計上しております。以上でございます。

○木村委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 7ページの賄材料費のことでお聞きします。1,223万円とあるわけですが、地元食材というのは使っているのかどうか、答弁をお願いします。

○木村委員長 教育課長。

○青木教育課長 大体6割ぐらいですか、地元産は使っています。6割ぐらい。

○木村委員長 教育長。

○八戸教育長 地元産、県産品に関しては、トータルで5割をちょっと切るぐらい、県の平均よりは少し下回っております。村内、村内のものといいますと、まず二、三%程度と、そういう程度でございます。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 二、三%の中の品物というのは、どのような野菜とか使われているんでしょうか。野菜だけでなく……。

○木村委員長 教育長。

○八戸教育長 トマトあるいは大根、ジャガイモ、ニンジン、その程度だというふうに思います。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 前に私たちの仲間がジャガイモをずっと提供していたときもあったわけですが、やはり調理するのに手間がかかるとか、そういうクレームもありました。

あと、この中に魚介類は入っていないわけですが、材料というのは何か向こうの県かどこ

か給食センターとかあって、そこから指定した業者から納入してるのか。

あと、もう一点は今言った魚介類も含めて地元のものを使ったときに調理する人たちに不評なのか。その辺どういう問題点があるのか、最後お聞きいたします。

○木村委員長 教育長。

○八戸教育長 多くは給食センター関係の業者から仕入れているというふうに思います。地元産のものは個人的に納入してる方も何人かはおられるようですけれども、ほとんどがヨモットから購入してると。それから肉類については、外ヶ浜の津島の精肉店さんから購入してると。あと、魚介類については漁協の方から仕入れているのかどうか、そこまでは把握しておりません。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第12号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○木村委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○八戸住民生活課長 議案第13号、平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。

平成22年度の予算規模は4億6,715万円となっております。

次に、内容のご説明をいたします。

歳出でございます。15ページをお開きください。

1款2目連合会負担金として青森県国民健康保険団体連合会負担金として60万円を計上してございます。——失礼しました。訂正いたします。2行目のですね、レセプトオンライン分担金として60万円を計上してございます。これにつきましては、平成22年度から現在紙でレセプトやり取りしておりましたけれども、これをコンピューター化することによって、その分担金として、システムを導入するための分担金として国保連合会の方に60万円を負担するものでございます。

次に、18ページをお開きください。

2款1目出産育児一時金として252万円を計上してございます。これにつきましては、6名分、1名当たり42万円を給付するというので、その経費を計上してございます。

次に、20ページをお開きください。

8款1目特定健康診査等事業費の8節報償費の中に特定健診保健協力員報償費として28万5,000円を計上してございます。これにつきましては、住民健診の際、保健協力員の方に各地区を回っていただきまして、できるだけ住民健診を受けてくれる方をふやすための賃金ということで1名当たり1万5,000円を見ております。以上でございます。

○木村委員長 これより、歳入歳出全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 11ページの一般会計繰入金の項目についてお聞きいたします。

予算が4,469万円ほどあります。これは国でも県でも認めている繰入金なのか。

それから、私、いつも国保税が高いので一般会計から繰り入れしてくださいという要求してるわけですが、それは不可能になるのか。その2点についてお答え願います。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 繰り入れにつきましては、国、県、制度上そういうふうにはできなくなってございます。

それから、あと保険料の関係のですね、繰り入れの関係でございますけれども、違法とかできないとかということではないんですけれども、やはりですね、国民健康保険特別会計、これは事業勘定でもありますので、その中でできるだけですね、賄っていくべきというふう

に考えております。以上でございます。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 前は国保税安くするために一般会計から交付税を補てんして、その村独自、地方自治体独自のでやれると。そうしましたら、当局の方ではペナルティがあって、何らかの形で別な財源が減らされるという、そういう脅迫じみたことを言われていると。本当なんでしょうか。

○木村委員長 住民生活課長。

○八戸住民生活課長 本村につきましては、そういうことを今までとったことはありませんので、それが本当であるかにつきましては、はっきりとはお答えできませんけれども、私も実際そのことについては聞いておりません。

○木村委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 村長にもお聞きします。国保税が高いということは村長も知っていると思います。その証拠に年々滞納がふえて、人数もふえているわけですね。一般会計から繰り入れることに対しては、他の自治体でもやってるところがありますね。ですから、これを実施するに当たって、村長は可能なかどうかも含めて一般会計から国保会計への繰り入れということができると感じているのか、その点1点答弁をお願いしたいんですが……。

○木村委員長 村長。

○古川村長 坂本委員にお答えいたします。

一般会計からの繰り入れは可能だと思います。

ただ、問題はですね、国保税が高くなったのは、やはり病気になる人が多いということでございますので、やっぱり予防、これに力を入れていくということが私は一番のいい考えなのではないかということで今うちの方では皆さんご承知のとおりですね、ゼロ歳から15歳までの医療費をただにするとか、健診については、今度は村でやる健診については、ただにするというぐあいに徹底して予防に力を入れると。よって、国保税を下げていくということが、やはりこれからも大事なことだろうと、こう思います。

ただ、役場で一般会計から繰り入れると、こういうことになりますとですね、非常に厳しい財政の中から大変だと思いますし、また基本的な考え方としてですね、やはりこの国保税の納税者、そして国、やっぱり市町村が一体となって、その割合というものを守っていかなきゃいけないと。特に国がですね、今まであれば5割を出していたのが、今35%ぐらいしか出さなくなってしまったと。そこに私は問題があるのではないかと。やはり我々は声を大きくしてですね、市町村の負担もそうでございますけれども、国がもっと手厚い負担を、負担割合をしなければいけないと、私はこのように考えております。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。——ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 私は、この国保会計に反対します。

理由としては、収入の20%近くを納める国保税は年々村民を苦しめています。国に対する改善対策は行われているのか疑問に思っています。この高負担の保険制度は保険とう名に値しないと思います。保険料を納めて利用すれば、さらに30%も自己負担をするというような制度は、ほかにないからであります。このような仕組みを一刻も早く変えて、せめてヨーロッパ並みにして窓口での支払いがゼロになるようなものに変えなければ先進国とは言えないと思います。

一方、大企業は保険制度の負担を軽くさせて大もうけをしてきました。政治献金のおかげで日本の政治は国民のためでなく大企業のためになっています。国民を苦しめている本当の原因は、ここにあると思います。地方自治体も住民の生活を守るためにも最大限の知恵を絞り、国保税の負担を軽くしてあげるべきだと考えます。地方交付税の使い方は自由であるのに、それを実行しないのは納得がいきません。国保税軽減のために地方交付税を充てることを求め、この会計に反対をいたします。以上です。

○木村委員長 ほかに討論ありませんか。——ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第13号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○木村委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号平成22年度蓬田村老人保健特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○八戸住民生活課長 平成22年度蓬田村老人保健特別会計予算について、ご説明いたします。

予算規模は17万 5,000円でございます。

内容の説明をいたします。7ページをお開きください。

歳出でございます。2款1目医療給付費の中に医療給付費10万円を計上してございます。これにつきましては、病院からの診療報酬の請求できる期間が3年ございまして、その請求期間が平成23年3月までありますので、その間ですね、老人保健特別会計を設けてですね、請求があった際、対応する必要があるということで計上してございます。以上でございます。

○木村委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 この後期高齢者医療特別……(発言者あり)すみません。

○木村委員長 そのほか討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第14号平成22年度蓬田村老人保健特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○木村委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○八戸住民生活課長 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

予算規模は 8,480万 7,000円となっております。

次に内容のご説明をいたします。8ページをお開きください。

歳出でございます。2款1目後期高齢者医療広域連合納付金として19節の中に後期高齢者医療広域連合事務費納付金 268万 2,000円、これにつきましては広域連合の人件費並びに事務室の借り上げ等に対する本村分の負担金でございます。同じく19節の中の一番最後の後期高齢者医療広域連合療養給付費納付金 4,193万 1,000円を計上してございます。これは広域連合が給付してる医療費に対する本村分の負担金分でございます。以上でございます。

○木村委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 先ほどは失礼しました。この後期高齢者医療特別会計には、反対をいたします。

理由は、年齢で差別をするというとてもない制度をつくった自民・公明党は、さきの総選挙で政権から追い出されました。しかし、民主党は選挙公約で、この制度を廃止すると約束をしたのに4年間先延ばしにすることを決めています。4年後とは次の選挙の後ですから、結局は任期には廃止しないで存続させるということになります。財界に背けない体質がそのまま出たと。そして、選挙前の公約は国民をだますためだったということがはっきりしました。国がつくった制度で地方自治体はどうすることもできませんが、高齢者いじめのこの制度自体に反対をします。以上です。

○木村委員長 そのほか討論ありませんか。——ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第15号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○木村委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号平成22年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○八戸住民生活課長 平成22年度蓬田村介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

予算規模は3億7,560万1,000円となっております。

次に内容の説明をいたします。12ページをお開きください。

1款総務費1目介護認定審査会費、12節役務費の中に主治医意見書作成手数料100万8,000円を計上してございます。これにつきましては、介護認定をする際ですね、主治医の意見書を必ずすることになっておりますので、その経費を見込んでおります。全部で222件分を見込んでおります。

次に、18ページをお開きください。3款地域支援事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費、13節の中に地域包括支援センター運営事業委託料300万円を計上してございます。これにつきましては、現在、社会福祉法人パトナールの方に地域包括支援センターの業務を委託してございますので、平成22年度も引き続き委託をするということで

300万円を計上してございます。以上でございます。

○木村委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。——ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。——ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第16号平成22年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○木村委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○川・産業振興課長 議案第17号、平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算について、ご説明します。

予算規模は1億4,064万円となっております。

5ページをお開きください。上段です。

1款使用料及び手数料1項使用料1目水道料金使用料、節として水道料金使用料として5,120万円を計上しております。

次に、8ページをお開きください。真ん中ですけれども、15節工事請負費の説明欄の下の方ですけれども、PCタンク側面及び防護・補修工事費として500万円計上しております。

次、その下ですけれども、18節備品購入費675万7,000円、検定満期交換分メーター購入費675万7,000円を計上しております。

なお、このメーター交換については、平成22年度で終了予定であります。

以上で、説明を終わります。

○木村委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。——ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 この水道会計に反対いたします。

理由は、基本料金を段階的引き上げのとき、初めから反対してまいりました。よって、この基本料金の引き下げをするまで賛成はできません。最近是不況の影響から水道料金の滞納がふえておりますが、高すぎるという声も大分聞こえております。以上です。

○木村委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第17号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○木村委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○佐々木総務課長 議案第18号、平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算を、ご説明いたします。5ページお開き願います。

歳入です。一番上、財産収入、宅地造成地売払収入、7区画分ですけれども、3,273万4,000円計上しております。

次のページをお願いします。歳出です。一般管理費として分譲地紹介報償費65万5,000円計上しております。分譲地斡旋手数料103万2,000円を計上しております。

それと繰出金、一般会計繰出金として3,104万8,000円を計上しております。以上です。

○木村委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。2番藤田委員。

○藤田委員 6ページの歳出の方で質問いたします。分譲地斡旋手数料103万2,000円見ているわけですが、今現在7区画残っているわけで、この7区画売れた場合の報償費、そういう意味でのあっせん手数料と思われるわけですが、宅建だとかそういう業者に広告を出してもらおうとか、そういうふうなものと分けて考えた方がいいのか、そういうことをお尋ねいたします。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 この分譲地斡旋手数料というのは、今藤田委員述べたとおり宅建、そちらの方の不動産業者に売れた、こういうふうにあっせんして売ったと、その場合には報酬みたいな手数料ですね。これは売払いの3,273万4,000円、さっき収入の方で述べました、これの2分の1、半額ですね、半額の金額に6%を掛けて、こういうことで、大体相場だと思います。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。4番山館委員。

○山館委員 先ほどの質問の中で引き合いに出したものですから、もう一度質問させていただきます。

9月にも質問、このグリーントウンのことで質問しているわけですが、現在、先ほど説明したとおり目的は過疎化脱却、人口増で47区画整備したわけです。現在売却、建築済みの家が28件と、売却済みですが、目的を達してない土地が12件、売ってない土地が7件ということでございますから、まずここ2年間ぐらいその残高が変わってないように思いますけれども、売れてないわけです。したがって、これは土地が売ればそれで済むと思っているのか、まず一つお伺いいたします。

それから、もう一つ、条件緩和して建築は、土地を取得しても建築は5年間以上延ばしてもいいということで緩和したわけですが、この売却済みの土地にそういう家建てる、建設してくださいという指導は、これからするのかしないのか。まず、この2点について伺います。

○木村委員長 総務課長。

○佐々木総務課長 一つ目は土地が売れば済むのかと、土地は売れるにこしたことはありませんので、全部売れるよう頑張っていきたいと、こういうふうに思います。

また、条件緩和、これはたしか5年ぐらいの制約ついたと思いますけれども、ただ余り売れ行きが芳しくないというような形で、ある程度の制約を緩和して、さらに売り込んだと、こういうふうな記憶もあります。

ただ、建設については、緩和したけれども強制的なものではないし、その都度地権者が経済状況により建設することになりますので、よろしく願います。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 話は、懸念してるのはですね、自分の土地が、結局個人に売買されたことによって、制約がないということによって畑化されることもあると聞いています。黒土を入れて畑化してる人もあるというふうにも聞いていますけれども、やはりそういうことをしていくと目的外なわけですね。そのことについて目的外のことをやって、かなりこの事業そのも

のが失敗だということだと私は思うわけですよ。だから先ほどの宅地造成にも、そういうことで少なくやっつけていけばいいということで私質問してるわけですけども、このグリーンタウンの場合も、村長はどう考えているのか。成功だと思っているのか、今後売却してしまえばそれで済むと思っているのか。目的は家を建てるということでございますので、その辺をどう考えているのか伺います。

○木村委員長 村長。

○古川村長 県内の状況を見てもですね、8割売れたということは、これは大成功であります。また、28戸も家建ったということは、この経済状況の中では大成功だと。私らと見解の相違であります。

○木村委員長 4番山館委員。

○山館委員 見解の相違と言えばそれまでですけども、条件緩和してつくったものだから売るということは、それだけしか考えてない、目的外なわけですけども、私はそう思ってませんけれども、今の状況で売却済みで建設中が28件ですから、約60%の成功でしかないと。村長は今80%といい、成功だと思っているといいましたが、私も80%ぐらい目的を達成すれば成功だと思います。しかし、現在の段階では60%ぐらいしか成功してないわけですから。

ただ、見解の相違だということでございますので、これ以上質問しても、これはらちが明かないわけでございますけれども、できるだけ努めてですね、目的に達するように残ってる未売却地は売却に力を注ぐ、また売れたものには家を建設させて、促して建設してもらおうと、そういうふうな行動をやっぱりこれからとってもらいたいと思っておりますが、最後に総務課長の答弁、村長の答弁を……。

○木村委員長 村長。

○古川村長 最初はですね、皆さん景気よいときはですね、土地を買ってすぐ家を建てよう、という考え方で買ったわけですね。ところが、その後非常に厳しい状況になったということで、なかなか建てられないと。しかし、土地は建てられないからといって返した人もございますけれども、返さないで将来は建てたいということでございますので、我々はやはりその人たちに対しては、やはり役所でありますから、そのぐらいのことは我々はちゃんと理解してやるべきだと。

そして、もう一つは条件緩和といいましても、当時買った価格を今下げることはできません。なぜならば、その当時買った人たちにご迷惑いたしますので、そういうこともできないし、またさっき畑つくったと言っていましたけれども、やはり家建てれば一番いいんでしょうけれども、やはりそういう経済的な状況もあるので、なかなか建てられないということになれば畑もつくって、そして利用していただければそれでよいのではないかと。そして、お金が、お金の余裕がきたら家建てると、こういうようなことは行政側としても、やはりちゃんと認めるべきだと、そう思います。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈委員。

○久慈委員 議案第18号の特別会計予算外のことでございますが、関連でございます。

今のグリーンタウンに消火栓また防火水槽等こういうのを私確認してないんですが、もし設置しているのであれば個数をお知らせ願いたいし、ないものであれば答えてもらいたい。

○木村委員長 村長。

○古川村長 防火水槽は一つございます。バイパス沿いに一つあるんですけども、ただ、このごろの蓬田村の火災の状況を見ますと一つでは足りないと、こう思っております。ですから、グリーンタウンの中に、あるいは今新しくやる村営住宅建設用地の方にもつくらきゃいけないだろうし、やはりあの近辺にはもう二つぐらいは設置しないとなかなかこれからの消火活動に支障を来すのではないかと。

というのは、あの辺には大きな川も、川はありますけれども、あそこまでということになれば大変ですし、また川の水位のこともございますし、やっぱり防火水槽はどちらにも建設する必要があるだろうと、こう思っております。

○木村委員長 1番久慈委員。

○久慈委員 必要性はあると、村長の回答でしたが、ここには予算が計上されておられませんので、今後、そのことに対しては今後ということで、必要性があるということはわかりました。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。——ないようですから、質疑を終結いたします。

す。

続いて討論を行います。討論ありませんか。——ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第18号平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○木村委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後0時19分 閉会

上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年 月 日

予算特別委員長